

西区役所総務部総務課庁舎管理業務に係る 会計年度任用職員（特定事務）募集要項

1. 募集人数

1名

2. 業務内容

- ・庁舎管理業務（庁舎空調機管理、駐車場整理、庁舎巡回、庁舎電灯取替、補修、工事立会、掲示板管理、植栽管理、市旗掲揚）
- ・文書メール・郵便の集配
- ・その他（各種選挙等の臨時業務）

3. 応募資格

- ・簡単なOA機器の操作ができる方
- ・地方公務員法第16条により、次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ②神戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※年齢、学歴は問いません。

※日本国籍を有しない人も応募できます。ただし、日本国籍を有しない人で就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

4. 任用期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

※勤務実績が良好な場合、面接による選考を実施のうえ、再度任用されることがあります。
（4回まで最長5年）

5. 勤務条件等

（1）基本給

月額：約169,000円（地域手当に相当する報酬含む、昇給はしません。）

（2）諸手当等

期末手当、時間外勤務手当、通勤手当等

（3）勤務時間・日数

8：45～15：45（休憩60分）・週5日（30時間）

※時間外（休日）勤務が発生する場合があります。

（4）休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始

（5）休暇

年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇等）

※会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

（6）勤務地

神戸市西区総務部総務課

（7）福利厚生

健康保険（協会けんぽ）、厚生年金、雇用保険、公務災害補償等
※一定の要件を満たす場合に加入します。

(8) 試用期間

1ヶ月（再度任用する場合も同様）

(9) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）を行うことができます。ただし、以下の場合は認められませんので留意してください。
 - ①兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合
（兼業先との所定勤務時間の合計が本市常勤職員の標準勤務時間を上回る場合など）
 - ②兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合
 - ③兼業を行うことによって神戸市の信用を損なうおそれがある場合

(10) その他

- ・基本給及び諸手当の額は、給与改定をうけて変更されることがあります。

6. 選考方法

書類選考（履歴書）を行った後、選考合格者を対象に面接を実施し合格者を決定します。

7. 問い合わせ・書類提出先

〒651-2195 神戸市西区玉津町小山180番地の3
神戸市西区総務部総務課総務係
電話（078）929-0001（代表）（内203～205）
※平日9：00～17：00時まで受付（12：00～13：00を除く）

8. 申込方法

- ①提出書類
履歴書（様式は問いませんが、志望動機、簡潔な自己PRを記入してください。）
※面接等の連絡を行いますので、必ず連絡の取れる連絡先を記入してください。
- ②申込方法
郵送または持ち込みにて「7. 問い合わせ・書類提出先」に提出してください。
郵送方法は指定しませんが「簡易書留郵便」等の方法が確実です。なお普通郵便で郵送した場合の事故については責任を負いません。
- ③受付期間
令和2年2月27日（木）～令和2年3月11日（水）消印有効

9. その他

- ・応募資格がないこと又は提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合には採用を取り消すことがあります。
- ・本募集において提出された書類は、受付後返却しませんので、ご了承ください。
- ・本募集に際して収集した個人情報、神戸市個人情報保護条例に基づき、厳正に取り扱い、会計年度任用職員の任用手続き以外の目的で利用することはありません。